

今後の進め方等について

I その他の検討会の論点（第2回検討会で取り上げた他の論点）

1 事業者に対する指導等

- 石綿に関して違反を繰り返す解体業者等の公表を行うなどにより、対策の強化を図ることが必要ではないか。
- いわゆるレベル2の石綿含有保温材等の除去等作業も、いわゆるレベル1の石綿含有吹付け材と同様の隔離措置が原則必要となったこと、また、隔離措置の徹底が必要であること等から、いわゆるレベル1～2の除去等作業は、安衛法第88条に基づく計画届の対象に変更してはどうか。
- 届出の内容は、届出の徹底や解体業者のばく露防止対策の徹底を図る観点から、個人情報保護等の観点にも留意しつつ、積極的に公開することが望ましいのではないか。

2 隔離を行う石綿作業現場

- 石綿含有吹付け材の除去作業等における隔離解除の際の石綿の取り残しを防止するため、事業者が、一定の知見を有する者を活用して取り残しの有無を確認するよう求めることは必要ないか。

3 その他

- 吹付け材についても、石綿ばく露防止、発散抑制措置の水準を維持した上で、石綿含有の分析を行わず、石綿が含有しているとみなして、隔離等の対策を講じることを可能としてはどうか。

Ⅱ さらに検討が必要な論点・課題

1 仕上げ塗材の取扱い

- 仕上げ塗材については、ワーキンググループにおける検討の結果、「これまでいわゆるレベル1と整理されていた仕上げ塗材については、吹き付けられたものか否かに関わらず、「吹き付けられた石綿等」の飛散状況と異なる状況も見られることから、その実態及びこれに対する対策を確認、検証し、必要な措置を講ずることが必要」とされたところ。
- しかしながら、仕上げ塗材を剥がす作業について、作業の方法ごとに、どの程度石綿が飛散するかの十分なデータがそろっていない。

2 湿潤化が困難な除去作業の取扱い

- 石綿則第13条において、「石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、この限りでない」とされているが、技術の進展に伴い、湿潤化と同等の効果が期待できる方法（除じん装置付き電動工具の使用）がある。
- しかしながら、除じん装置付き電動工具を使用して除去作業を行った場合に、どの程度石綿が飛散するのか、湿潤化と同等の効果を得ることができるかを検証するための十分なデータがそろっていない。

3 工事業者の安全衛生管理体制の充実強化

- 現行の石綿則で義務づけられている石綿作業主任者の選任や職務の遂行、健康診断の実施などが十分に実施されていない事例が散見されることから、石綿作業主任者の選任の徹底や能力の確保・向上に向けた取組が必要。
- また、適切な施工を確保するため、必要な能力を有する事前調査者の育成・確保、現場の主任技術者に対する石綿に関する知識の向上に向けた取組が必要。

4 労働者に対する教育の充実

- 作業者が適切に石綿則に基づく措置を着実に実施するよう、教育の充実を図る必要。

5 大気汚染防止法との連携

- 環境省で検討が行われている大気汚染防止法に基づく石綿対策との連携が必要。

Ⅲ 今後の進め方について

- ワーキンググループの検討対象となっていなかった他の論点について次回以降議論を深めるとともに、さらに検討が必要な論点のうち、3～5の論点についても議論を深めることとしてはどうか。
- さらに検討が必要な論点のうち、1及び2の論点については、データの確保が必要であることから、来年1月頃までを目途に、国において測定、実験等を行ってデータを収集し、そのデータを踏まえて検討を行うこととしてはどうか。
- これらを踏まえて、今年度末までを目途に、検討会としての議論をとりまとめることを目指してはどうか。